令和７年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

秋田県健康福祉部長寿社会課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づき、令和７年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を公表します。養介護施設従事者等による虐待とは、高齢者虐待防止法第２条第５項に規定されており、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待をいいます。

１　集計対象

65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例（65歳未満であるが養介護施設に入所・利用している場合は、高齢者とみなして同法律を適用する。）で、令和７年４月１日～令和８年３月31日までに市町村又は県が虐待の事実確認を行い、虐待の事実が認められたもの。

２　件数　　５件

３　虐待の状況

	１　被虐待者の状況				２　高齢者虐待に対して取った措置	３　その他の事項	
	性別	年齢階級	心身の状態等	高齢者虐待の類型		虐待があった施設・事業所の種別類型	虐待を行った養介護施設従事者等の職種
1	男性	70~74歳	要介護４	身体的虐待	・市町村から施設等に対する指導 ・虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導 ・その他（指摘事項に係る研修を実施、その内容等についての報告書の提出依頼）	介護老人福祉施設	介護職員
2	男性 男性 女性 男性	80～84 歳 75～79 歳 80～84 歳 70～74 歳	要介護５ 要介護５ 要介護２ 要介護４	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任	・市町村から施設等に対する指導 ・市町村から施設等改善計画の提出依頼 ・虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導 ・その他（研修の実施）	看護小規模多機能型居宅介護	全職員
3	女性	65～69 歳	要介護２	経済的虐待	・市町村から施設等に対する指導	訪問介護	管理者
4	男性	85~89歳	要介護４	身体的虐待	・市町村から施設等に対する指導 ・市町村から施設等改善計画の提出依頼 ・その他（高齢者虐待防止マニュアルの理解と通報の義務の周知徹底・施設長への指導）	介護老人福祉施設	介護職員
5	女性	90～94歳	要介護３	心理的虐待	・市町村から施設等改善計画の提出依頼	介護老人保健施設	介護職員 （介護福祉士）